

「ちばSSKプロジェクト」等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社関東支社（以下「乙」という。）は、「千葉県と日本郵便株式会社との包括連携協定書」及び「商業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献（「ちばSSKプロジェクト」等）に関するガイドライン」に基づき、「ちばSSKプロジェクト（高齢者孤立化防止活動）」をはじめとする高齢者福祉について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による高い信頼関係と協力関係を基本とし、甲及び乙が積極的に協力して、地域における高齢者の見守り活動を推進し、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町村及び関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組が円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、県内の郵便局及び社員に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、協力可能な体制の整備に努めるものとする。なお、次の各号に取組むものとする。

- （1） 地域における高齢者等の見守り活動等への参加に努めていきます。
- （2） 孤立化防止・見守り事業への参加に努めていきます。
- （3） 認知症サポーターの増進等に努めていきます。
- （4） 県の健康づくりに関する広報活動に対する支援・協力を努めていきます。
- （5） 送り付け商法や振り込め詐欺被害防止に努めていきます。
- （6） 施設のバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、乙におけるSSK活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（費用の負担）

第5条 乙におけるSSK活動等に要する費用は乙の負担とする。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙で協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、乙から年間計画書が再提出されたときは、当該有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月3日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事
森 田 健 作

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1
日本郵便株式会社
関東支社長
佐 野 公 紀